

議案第 20 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

デジタル庁が推進するアナログ規制の見直しの趣旨を踏まえ、指定工事店における下水道排水設備工事責任技術者に係る要件を見直すとともに、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）の一部改正に伴い、除害施設の設置等をすべき下水の水質の基準に係る項目を改めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例(昭和 63 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 営業所ごとに、責任技術者を選任していること。

第 12 条第 1 項第 7 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市下水道条例 新旧対照表

新	旧
(指定工事店) 第 8 条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。 (1) 省略 (2) <u>営業所ごとに、責任技術者を選任していること。</u> (3) 省略 2・3 省略 第 9 条～第 11 条 省略 第 12 条 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又はその他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。 (1)～(6) 省略 (7) 前各号に掲げる基準以外の基準で大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号)により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第 4 号に掲げる基準に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該基準値 2 省略 以下省略	(指定工事店) 第 8 条 指定工事店は、次に掲げる条件を備えた者のうちから、その者の申請に基づき市長が指定する。 (1) 省略 (2) <u>専属の責任技術者を有すること。</u> (3) 省略 2・3 省略 第 9 条～第 11 条 省略 第 12 条 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第 12 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用するものは、除害施設を設け、又はその他必要な措置をし、当該基準に適合する水質の下水にして排除しなければならない。 (1)～(6) 省略 (7) 前各号に掲げる基準以外の基準で大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成 6 年大阪府条例第 6 号)により、当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第 4 号に掲げる基準に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該基準値 2 省略 以下省略